

## 【解 説】

# EU ワイン改革とワイン法

ワインジャーナリスト 安田まり

### 1. はじめに

EU でのワインは、他の農産物と同じく、共通農業政策 (PAC (仏語) /CAP (英語)) の対象となっているが、生産過剰との戦いを常に強いられてきた。欧州以外の国々がワイン生産を拡大させる中で、欧州ワイン産業は国際市場での競争力を弱め、抜根や強制蒸留など、生産調整政策を余儀なくされてきた。しかし 2008 年、EU のワイン政策が大きく転換した。競争力強化のための抜本的なワイン共通市場制度改革案が、4 月に欧州連合閣僚理事会で正式に採択され、8 月から一部の対策が実施に移された。これまで生産調整のために使用してきた補助金を段階的に撤廃し、その分を各国が自由に使用できるようにする。また、EU 以外の国のワインと同じように品種名を表示するワインも一部に認める。この政策転換に伴い、世界最大のワイン生産国であるフランスも、同年 5 月 29 日に「フランスのワイン産業の改革 5 カ年計画」を発表し、フランスワインの品質分類の変更などを含む抜本的改革を発表した。本稿では、これまでの EU のワイン共通市場制度、欧州ワインの現状を踏まえながら、今回の大改革の概要を俯瞰する。なお、フランスでの改革は現在進行中であり、詳細が明確になっていない点が多い。このため本稿は 09 年 9 月時点で確認できた情報をもとに記載していることをあらかじめお断りしておく。

### 2. 欧州のワイン共通市場制度

欧州のワイン共通市場制度 (「Organisation commune du marché vitivinicole (OCM、英語では CMO)」、以降「ワイン OCM」と表記) は 1962 年に誕生した<sup>\*1</sup>。他の主な農作物は、供給量の安定的確保が OCM の当初の主題であったのに対し、ワインが直面していた問題は生産過剰であった。このため 1962 年に高級ワインとしての指定地域優良ワイン (vqprd) を制定し、テーブルワインと区別して、品質やラベル表示政策を行なう一方、テーブルワインについては、抜根 (ぶどう樹の引き抜き)、新しい植樹の制限、醸造したワインを工業

用・飲料用アルコールに強制的に蒸留するなどの生産量抑制の対策を進めた。ワイン生産大国であるスペインとポルトガルの加入後の 87 年の改革では、テーブルワインの生産過剰を抑制する対策が重視された。しかし 90 年代に入り、環境は変化する。ワイン生産新興国 (以下「新世界」のワイン) が台頭。さらに 95 年のウルグアイラウンド<sup>\*2</sup> の農業合意による非関税措置の関税化など、EU 域内のワイン市場が世界に大きく開かれることとなった。このためアジェンダ 2000 (EU の中東欧拡大を見据えた戦略) に伴う PAC 改革の一環として、99 年に再びワイン OCM の大改革が行われた。それまでの数量の生産過剰の抑制から、品質の向上と、需給バランスの維持に政策の主眼が置かれ、理事会規則 1493/1999 号 (Réglement (CE) No. 1493/1999 du Conseil) として発行された。なお、ワイン OCM の内容は多岐にわたり、農作物の OCM の中では最も量が多い規則となっている。

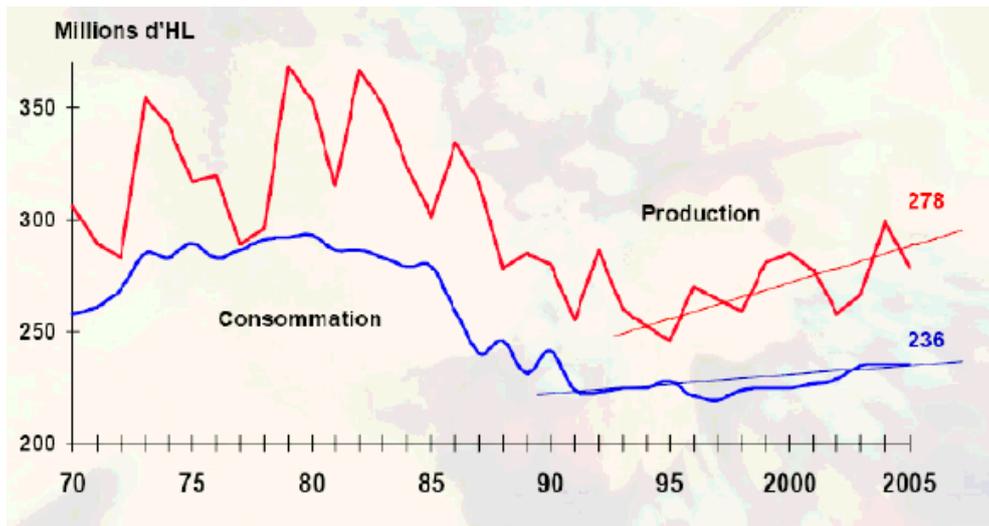
<sup>\*1</sup> : OCM は、ワインを含めて全 21 部門。

<sup>\*2</sup> : ガット・ウルグアイ・ラウンドは 1986 年に開始され、94 年に正式合意。95 年に世界貿易機関 (WTO) の設立に至った。

### 3. 国際市場で競争力を失う欧州ワイン<sup>\*3</sup>

1999 年の政策があらたに見直される契機となったのは、欧州ワイン産業の厳しい現状にある。まず、世界のワイン消費量の減少傾向が止まらない。消費者の生活スタイルの変化、他飲料との競合、健康問題などさまざまな理由が挙げられるが、例えば世界最大のワイン生産国であり消費国でもあるフランスの場合、1960 年代には国民一人当たり年間で 100 リットルのワインを消費していたのに対し、2002 年には 56 リットルと半減してしまった<sup>\*4</sup>。全世界合計のワインの総生産量と総消費量の推移をみると (第 1 図)、常に生産過剰の状態が続いていることがわかる。

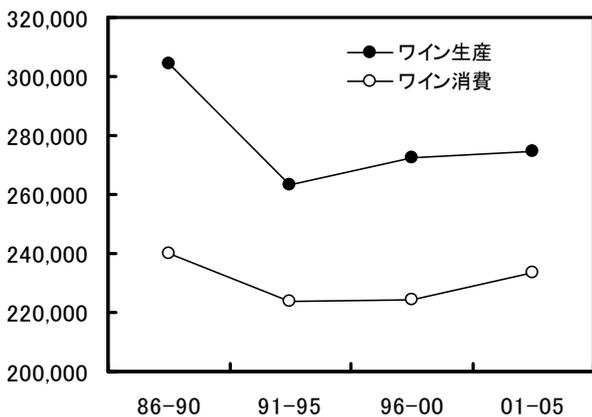
ワイン消費の減少は EU で特に顕著に現れている。第 2、3 図は、ワイン生産量と消費量の 1986 年から 5



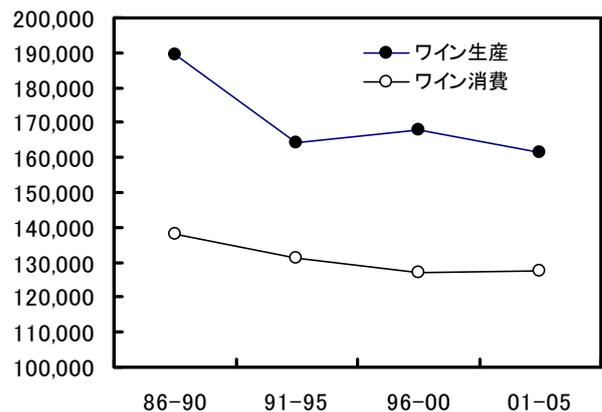
第1図 世界のワイン生産量と消費量の推移 (出典：フランス国民議会討議資料 07年11月)

年ごとの平均の推移を示したものだが、全世界レベルのワイン消費の推移(第2図)に対し、EU15 各国<sup>\*5</sup>

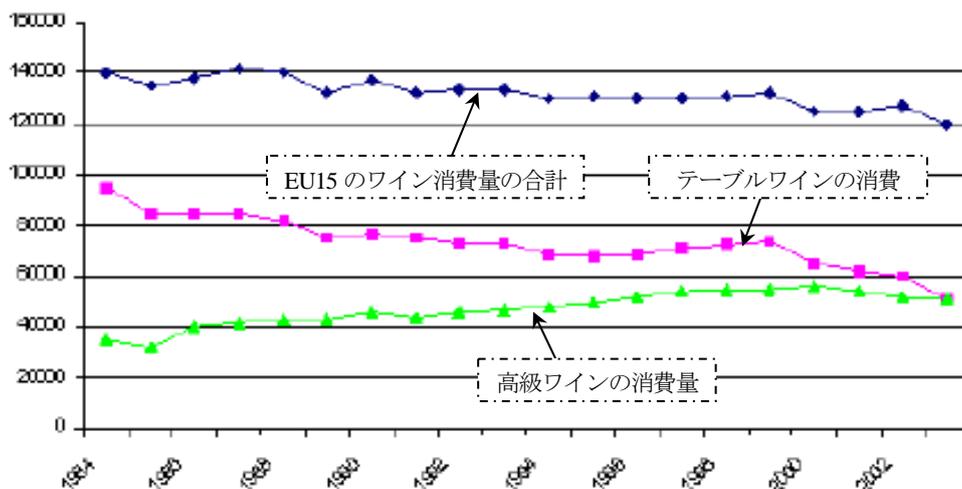
のワイン消費(第3図)が伸びていないことがわかる。一方、第4図で、EU 域内のワイン消費量の推移を



第2図 全世界 ワイン生産と消費の推移 (000hl) (OIV、2005 統計をもとに著者作成)



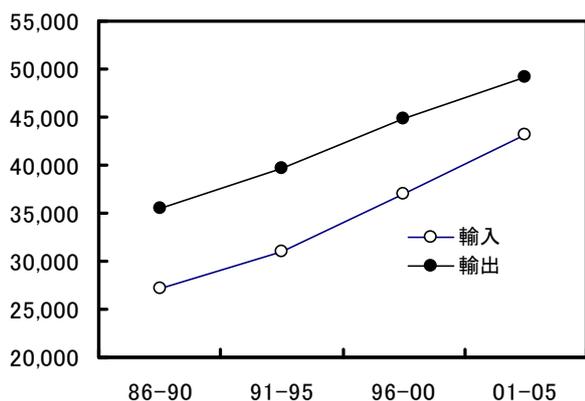
第3図 EU15 ワイン生産と消費の推移 (000hl) (OIV、2005 統計をもとに著者作成)



第4図 ワインタイプ別消費量の推移 (EU15) (単位 000hl、出典：06年2月16日 EU セミナー資料、一部改変)

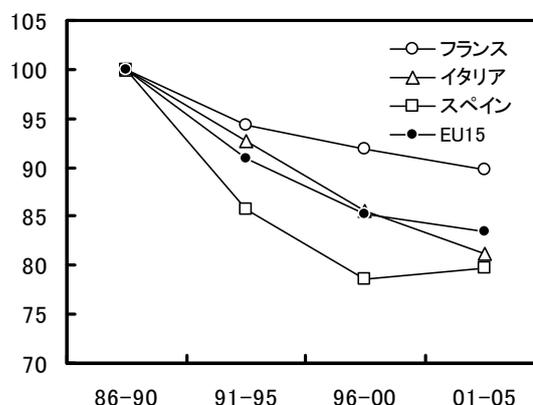
カテゴリー別にみると、特にテーブルワインの消費量が落ち込んでいることがわかる。一方、高級ワイン（vqprd）の消費量は伸びており、現在では両者の消費量はおよそ、全体の50%ずつといえる。

また第5図は、EUのワインの輸出量と輸入量の1986年から5年ごとの平均の推移を示したもののだが、EUからの輸出も拡大しているものの、新世界のワインの輸入の伸びのほうが目立つ。このようにEU域内での新世界ワインの増加も、EUワインの需給バランスに影響を及ぼしているといえる。



第5図 EU15 輸出・輸入量の推移 (000hl)  
(OIV、2005 統計をもとに著者作成)

しかし、加盟国の中には収量を増加させるところがあり、さまざまな制限付きの植樹権も緩用された。さらに96年以降、抜根政策は各国の任意となり、フランスとキプロス、ハンガリーしか実施していない。第6図は



第6図 EUの栽培面積の推移 (インデックス)  
(OIV、2005 統計をもとに著者作成)

EU15 各国と主要なワイン生産国であるフランス、イタリア、スペインの86年から5年ごとの平均ぶどう栽培面積を指標で表示したもののだが、グラフから見られるとおり、域内のぶどう栽培面積の抑制はあまり進んでいない。

## 2) 裏目にでている蒸留対策

価格下落を防ぐため、生産者に補助金を支払い、余剰ワインを強制的に蒸留する対策は、その補助金のレベルが高いために、生産者が追加収入を期待し、本来の目的である生産量の抑止の役割を果たしていない。これがOCMの予算にも大きくのしかかり、全体で13億ユーロの予算のうち、38%にあたる5億ユーロが蒸留補助金にあてられている状況である<sup>\*6</sup>。

## 3) その他の問題点

品質分類（指定地域優良ワイン（vqprd）、地理的表示付きテーブルワイン、テーブルワイン）が複雑すぎ、新たな醸造方法の採用に際しての厳しい過程が競争力の妨げとなっている、指定地域優良ワインと地理的表示付きテーブルワインの量が増加し、消費者に混乱を引き起こし、EUの原産地表示政策の効果を弱めている、ラベルの表示内容が消費者には難しい等という指摘も挙げられた。

<sup>\*3</sup> : 2006年2月に欧州委員会が開催した「欧州ワインの将来展望と挑戦」と題したセミナー（後述）と、同年6月に欧州議会と欧州理事会に宛てた政策文書（後述）の中での現状分析に従った。ただし、グラフは当該資料には十分でないため、適当と思われるものを著者で用意した。

<sup>\*4</sup> : Maillard, S. L'Europe tente de mettre ses vins au goût de la mondialisation, *La Croix*. (2007年12月18日付記事)

<sup>\*5</sup> : 原加盟国のベルギー、ドイツ（加盟当時は西ドイツ）、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダに、1995年までに加盟したデンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデンを加えた全15カ国。なお、2004年以降、中東欧諸国に拡大し、現在は27カ国が加盟している。

## 4. 1999年ワインOCMの問題点

2006年6月22日付けの欧州委員会政策文書（後述）で指摘された問題点は以下のとおりである。

### 1) 進まない生産量の調整

1976年から、新しい植樹の制限と、抜根奨励金の支給による抜根の促進という対策が行なわれてきた。し

<sup>\*6</sup> : フランス国民議会（下院）でのワインOCM討議資料から（2007年11月13日付）

## 5. 新しいワイン OCM 大改革

2003年から05年にかけて、EU 共通農業政策 (PAC) の大きな見直しが進められた。競争力のある農業、さらには持続可能な農業を目指し、生産補助金の大半を撤廃、農家への直接支払いに切り替え、農業予算を、農村開発や環境保全、動植物衛生にも配分する方針がすすめられた<sup>\*7</sup>。ワイン部門は他部門の改革から遅れ、2006年に本格的な取り組みが開始された。

取り組みの発端となった2006年6月22日付の政策文書(後述)の中で欧州委員会は、ワイン OCM 改革の目的として、(1)持続可能なワイン産業を実現する。

(2) 欧州ワイン産業の競争力の強化、世界でも優れたワインといわれる欧州のワインの名声を強固にし、かつての市場を取り戻し、内外で新しい市場を獲得する。

(3) 明快で簡潔な規則、需給バランスの調整に効果的な規則に基づく仕組みをつくる。(4) 欧州のワイン生産の伝統を維持し、環境を大切にしたいワイン造りを保証する。(5) 新たな課題として、消費者の健康・安全に対し高まる社会的な懸念に対応する、ことを挙げた。

### 1) 改革の経緯

欧州委員会は06年2月に、「欧州ワインの将来展望と挑戦」と題したセミナーを開催し、意見を集約。同年6月に欧州議会と欧州理事会に宛てた政策文書(コミュニケーション)の形で、ワイン OCM の大改革案を提言した。提案の内容は、フランス、イタリア、スペインなどの大生産国の抵抗により大幅に後退する部分もあったものの、07年7月、欧州委員会がワインの共通市場制度の抜本改革についての提案を採択、同年12月には、EU 加盟国農相間で政治的合意がなされた。翌08年4月に欧州連合閣僚理事会がワインの共通市場制度の抜本改革案を正式に採択。4月29日付け理事会規則 479/2008 号 (Réglement (CE) No. 479/2008 du Conseil) として6月6日の官報で発行され、同年8月から実施に移された(一部施策は09年9月より実施)。

### 2) 理事会規則 479/2008 号の概要

理事会規則 479/2008 号には、支援、規制、第三国との貿易、生産量調整という、大別して4つの対策が含まれている<sup>\*8</sup>。各分野での主な対策は以下のとおりである<sup>\*9</sup>。

#### 2-1) 支援

##### a) 国別包括予算の設定

これまでの蒸留補助金などを段階的に撤廃し、その

分の資金を、国別の予算枠の形で各国に再び割り当て EU 域外の市場でのワインの販促や、畑や醸造設備の近代化、再建に使用することができるようにする。

##### b) 蒸留補助金の段階的廃止

工業用アルコールに転用する措置に対する補助金を4年間(2012年度まで)で段階的に廃止する。補助金の上限を、2009年は国別包括予算の20%に、以降、10年に15%、11年に10%、12年に5%と段階的に縮小する。ただし廃止後も、加盟国は、国別包括予算の15%までを上限として支援することができる。飲用アルコール蒸留に対する補助金も、2012年度までの4年間で段階的に廃止する。

<sup>\*7</sup>: 欧州連合駐日欧州委員会代表部 web より抜粋

<sup>\*8</sup>: 理事会規則 479/2008 号は7部から成る。第1部 事前の規定、第2部 支援、第3部 規制、第4部 第三国との貿易、第5部 生産量の調整、第6部 一般的な規定、第7部 修正条項等。

<sup>\*9</sup>: 以下の主な対策の内容は EU の2008年4月29日付コミュニケ IP/08/656 の内容に基づき、概要を記した。理事会規則 479/2008 号ではさらに細かい規定が設けられているが、本稿では割愛した。

#### 2-2) 規制

##### a) 品質分類の規定

1999年の OCM では、テーブルワイン(地理的表示付テーブルワインを含む)と vqprd という分類であったが、新 OCM ではこれを廃止し、“Wine”(IGP や AOP のような地理的表示がない)と、“IGP/PGI”(Indication Géographique Protégée/Protected Geographical Indication)、“AOP/PDO”(Appellation d’Origine Protégée/ Protected Designation of Origin)とする。IGP と AOP が高級ワインとなる。品質に関し各国で制定された方針は、そのまま保護される。“Wine”は、これまでのテーブルワインとは異なり、収穫年と品種を表示できる。09年8月1日に発効する。

AOP は、品質と特徴が、特殊な地理的な環境に起因するもので、指定地域内で栽培されたぶどうのみを用い、生産は指定地域内で行なわれる。原料はヴィティス・ヴィニフェラ種のぶどうのみ。

IGP は、原産地に起因する品質、名声、特徴があり、指定地域内で栽培されたぶどうを85%以上使用。生産は指定地域内で行なうこととし、原料はヴィティス・

ヴィニフェラ種、及びヴィティス・ヴィニフェラ種と他のヴィティス種の交配。

**b) ラベル表示**

表示義務事項と任意事項が制定されている。表示義務事項は、カテゴリー（ワイン、VDL、など）、AOP/IGP のワインはその表記と名称、アルコール度、原産地、瓶詰め業者名（スパークリングワインの場合は生産者または販売業者）、輸入ワインの場合は輸入業者名、スパークリングワインの場合は糖分の量に関する表示。

表示任意事項の主なものは、収穫年、品種、生産方法に関する記述などである。

**c) 醸造上の慣行**

1999 年のワイン OCM でも、今回のものでも、生産ゾーン別（A、B、C）に、最低アルコール度、補糖、補酸、減酸のレベルを規定しているが、ゾーンの区分が一部変更となった。

1999 年ワイン OCM で制定されていた CI (a)、(b) の区分はなくなり、A、B、CI、CII、CIII (a)、(b) となった。主な国・地域は以下のとおりである。

Zone の区分	主な国・地域
Zone A	ドイツ
Zone B	フランス（シャンパーニュ、アルザス、ロワール等）
Zone C I	フランス（ボルドー、ブルゴーニュなど）、イタリア（ヴァッレ・ダオスタ州など）、スペイン（ア・コルーニャ県、アストゥリアス県など）
Zone C II	フランス（ラングドック・ルーシヨンなど）、イタリア（アブルッツォ州、エミリア・ロマーニャ州など）、スペイン（ルーゴ県、オウレンセ県など）
Zone C III (a)	ギリシャ
Zone C III (b)	イタリア（バジリカータ州、カラブリア州など）、スペイン（CI、II 以外のぶどう栽培地域）、ギリシャ（C III a) 以外のぶどう栽培地域）など

補糖については、上限を引き下げることとなった<sup>\*10</sup>。上限は、ゾーン A が 3%（1999 年の規定では 3.5%）、ゾーン B が 2%（同 2.5%）、ゾーン C が 1.5%（同 2%）

とし、天候の状況により必要な場合は、加盟国は委員会に上限の引き上げを申し入れることができる。

また、ワイン醸造に関する新しい慣行の承認や現行の慣行の変更について、これまでは理事会が責任を持っていたが、今後は委員会が責任を担う。委員会は、OIV（国際ぶどう・ぶどう酒機構）で承認された醸造上の慣行を検討したうえで、必要に応じ、EU で認められる醸造慣行のリストに加える。

**2-3) 第三国との貿易**

AOP、IGP、ラベル表示に関する規定は、EU に輸入される製品についても適用される。また、輸入される製品は、OIV の推奨する醸造方法か、EU が認定する醸造方法に従って造られていなければならない。

**2-4) 生産量調整**

**a) 栽培制限**

現在制定されている栽培制限は、2015 年 12 月末日までとし、以降は、競争力のある生産者が自由に市場の条件に対応できるように作付けの禁止条項はなくす。ただし構成国レベルでは、2018 年 12 月末日まで延長可能である。

**b) 抜根の奨励（08 年 6 月 30 日より発効）**

抜根は、3 年間で、175,000 ヘクタールとする<sup>\*11</sup>。抜根奨励金は、2010 年度で終了することとし、その配分は、初年度が最も高く、次第に減少する。加盟国は、抜根対象となる面積が、国全体のぶどう畑の 8%または当該地域のぶどう畑の 10%を越えた場合は、抜根を中止することができる。また EU は、ある加盟国において、抜根対象となる面積が、ぶどう畑全体の面積の 15%を越えた場合は、抜根を中止することができる。また加盟国は、山岳地帯や急勾配の斜面の抜根や、環境保護の目的で抜根を制限することができる。

なお 08/09 年度の抜根の要望は 08 年 9 月に締め切られたが、その要望は、EU の初年度の予算 4 億 6,400 万ユーロを大幅に上回るものであった。同年 11 月 12 日付けの委員会規則 1123/2208 にて、初年度の奨励金予算の各国への配分の最終決定が発表されたが、加盟国要望の 45.9%だけが受け入れられる結果となった。初年度の抜根面積は 73,377 ヘクタール（EU のぶどう畑の 1.9%）となる<sup>\*12</sup>。

<sup>\*10</sup> : 07 年 7 月の時点では、欧州委員会は補糖の廃止を提案していたが、ドイツなど北・中欧の生産国を中心とした反対を受

け、廃止ではなく、上限を引き下げることとなった。

\*11 : 06年6月の欧州委員会の提案では400,000ヘクタール(5年間で)、07年7月の採択時点では、200,000ヘクタール(5年間で)としていたが、フランスやスペインなどの反対により、最終的に175,000ヘクタール(3年間で)となった。

\*12 : Les demandes acceptées à concurrence de 45.9% des montants notifiés, *La journée vinicole* (2008年11月18日付け記事)、1.9% du vignoble de l'UE, *La journée vinicole* (2008年11月20日付け記事)

## 6. フランスでの大改革

EUのワインOCM大改革の議論の進行を受け、フランスでもワイン産業の抜本的な改革が検討された。この結果、2008年5月29日、ミシェル・バルニエ農水相が、「フランスのワイン産業の改革5カ年計画」を発表した。これはフランスワインの国際的な競争力を強化するべく、研究開発から販売、管理組織に至るまでワイン産業のあらゆる側面を見直すものである。計画では5年後の2013年に以下の数値目標を掲げている。

○輸出量の拡大：

- ・1990-2000年実績(平均) 1,350万ヘクトリットル
- ・2013年 1,600万ヘクトリットル

○フランスワインの付加価値の増大：

- ・1990-2000年のフランスワインの平均価格は全世界平均価格に対して1.9倍
- ・2013年に2倍以上とする

上記の目標達成のため、8分野にわたり合計27の施策が提示された。主な内容は以下のとおりである。

### 1) ワインの品質分類の変更

現在4階層(下から、ヴァン・ド・ターブル、ヴァン・ド・ペイ、VDQS、AOC)に分かれている分類を、以下の3階層に変更する。2009年8月1日より適用する。

#### (1) 地理的表示のないワイン

EUの新ワインOCMにより、「品種」「収穫年」の表示が可能<sup>\*13</sup>。さらに栽培・醸造方法も、OIV(国際ぶどう・ぶどう酒機構)で規定された方法とEUで認められた方法を利用できることとする。現在の「ヴァン・ド・ペイ ヴィニョブル・ド・フランス」の位置づけに相当する。

なお、このカテゴリーのラベル表示などは、

FranceAgriMer(旧 Viniflor)<sup>\*14</sup>が管轄することとなり、FranceAgriMerは09年7月にそのガイドラインを発表した。

#### (2) 地域レベルに基く地理的表示付きのワイン(2008年ワインOCMのIGP)

トップカテゴリーのAOCよりも生産規定は緩和される。

2009年8月1日より、ヴァン・ド・ペイ・ドックがINAOの管轄に移り、IGPとなった。ラベルには「IGP」、「ヴァン・ド・ペイ」または「IGP-ヴァン・ド・ペイ」と表記することができる。

なお、ヴァン・ド・ペイで最大の生産量を誇るヴァン・ド・ペイ・ドックは、2009年ヴィンテージより「ペイ・ドック」と名称を変更し、IGPと明記することを決定した(2010年末までは移行期間)。

#### (3) 固有の特徴を持つ、テロワールに基くトップカテゴリー(AOC)のワイン(2008年ワインOCMのAOP)

\*現在のヴァン・ド・ペイ、VDQS、AOCのワインは上記の3つのセグメンテーションのいずれかに組み入れられる。

### 2) 国レベルの管理体制の一本化・明確化

他の農産物と同じように、品質管理と市場経済管理を明確に分けることが確認された。市場経済管理は、FranceAgriMer(旧 Viniflor)のワイン審議会(Conseil de direction specialise "vins")が行い、原産地と品質管理はINAO(国立原産地・品質研究所)に一本化する。これに伴い09年8月1日より、「IGP(ヴァン・ド・ペイ)」のワインはINAOの管轄となった。

また、生産地を10のエリアに分け、生産地審議会(Conseil de Bassins)を設立<sup>\*15</sup>。審議会は、AOP、IGPの認定や、生産地内でのAOP、IGP、地理的表示のないワインの品揃えの調整などの地域的な問題について、諮問機関としての役割を果たす。

この他、生産・販売企業の再構築については、小規模な企業が多く、国際的に知名度の高いブランドが限られている現状を改善するため、醸造拠点の集約と近代化を支援することや、研究開発の支援についての施策なども盛り込まれた。

\*13 : 「5カ年計画」の中には、この階層のワインのことを、「セパージュワイン(vins de cépage、品種名ワイン)」と表現し

ている部分もある。

\*14: Viniflor (全国果実、野菜、園芸同業者連合会、旧 ONIVINS) は2009年4月1日付けで、農産物と海産物を管轄する新しい機関 FranceAgriMer に統合された。

\*15: 08年12月18日付けデクレ (12月20日付け官報掲載) にて制定された。10地域は以下のとおり。

アルザス、アキテーヌ、ブルゴーニュ・ボージョレー・サヴォワ・ジュラ、シャンパーニュ、シャラント・コニャック、コルス、ラングドック・ルーシヨン、シュッド・ウェスト、ヴァル・ド・ロワール・サントル、ヴァレ・デュ・ロヌ・プロヴァンス

## 7. 終わりに

以上のように、「競争力の強化」をキーワードに、EUのワイン対策は、伝統的な原産地保護の政策を守る一方で、変化する市場の要望にフレキシブルに対応する姿勢も鮮明に打ち出した。また、生産調整のための後ろ向きの対策金を、販売促進などの積極的な対策に振り向ける方向転換を行なった。欧州のメディアの論調では、当初の欧州委員会の提案内容が大幅に譲歩した結果となったことを批判するものも多いが、今後の進捗を注視していきたい。

### [参考文献]

#### 【EUの農業政策関連】

1. ブライアン・ガードナー. ヨーロッパの農業政策 (村田武・溝手芳計・石月義訓・田代正一・横川洋訳). p. 198. 筑波書房. 東京 (1998).
2. ローズマリー・フェネル. EU 共通農業政策の歴史と展望 (荏開津典生訳). 食料・農業政策センター (1999).
3. 中野一新・岡田知弘編. グローバリゼーションと世界の農業. 大月書店. 東京 (2007).
4. 是永東彦. WTO 適応型CAP に向けた改革の進展. 農林水産省国際政策課webよりダウンロード (2008年10月)
5. 石井圭一. EUの直接支払制度の現状と課題. 農林金融. 2007年6月号. p. 27-37 (2007)
6. 欧州連合駐日欧州委員会代表部. 欧州共通農業政策. [http://www.deljpn.ec.europa.eu/union/showpage\\_jp\\_union.afs.agriculture.php](http://www.deljpn.ec.europa.eu/union/showpage_jp_union.afs.agriculture.php) (ダウンロード2008年11月).

#### 【2008年ワイン OCM 改革関連】

## 7. ワイン OCM 理事会規則.

- 1999年規則: Règlement (CE) No. 1493/1999 du Conseil du 17 mai 1999, <http://ec.europa.eu/> (ダウンロード2002年).
- 2008年規則: Règlement (CE) No. 479/2008 du Conseil du 6 juin 2008, <http://ec.europa.eu/> (ダウンロード2008年6月).
- 2008年規則に関するEUのコミュニケ: IP/08/656 (2008年4月29日付), Réforme de la PAC: le Conseil adopte officiellement une réforme du secteur vitivinicole qui renforcera la compétitivité des vins européens, Bruxelles, 29 avril 2008 (IP/08/656), <http://ec.europa.eu/> (ダウンロード2008年5月).
- 2007年12月の農相合意に関するEUのコミュニケ: IP/07/1966 (2007年12月19日付), Réforme de la PAC: la réforme du secteur vitivinicole renforcera la compétitivité des vins européens, Bruxelles, 19 décembre 2007 (IP/07/1966), <http://ec.europa.eu/> (ダウンロード2008年5月).
- 2007年7月の欧州委員会の採択に関するEUのコミュニケ: IP/07/1008 (2007年7月4日付), 「CAP改革: 改革を通じてワインの市場シェア回復を目指す欧州」, <http://www.deljpn.ec.europa.eu/> (ダウンロード2008年5月).
11. 欧州委員会政策文書 (2006年6月22日). Commission des Communautés Européennes COM (2006) 319 final, Communication de la commission au conseil et au parlement européen vers un secteur vitivinicole européen durable, [http://ec.europa.eu/agriculture/capreform/wine/com2006\\_319\\_fr.pdf](http://ec.europa.eu/agriculture/capreform/wine/com2006_319_fr.pdf) (ダウンロード2008年6月).
12. 欧州委員会. 欧州ワインの将来展望と挑戦 (2006年2月16日) セミナー資料. Commission européenne, Séminaire sur le vins <<Défis et perspectives d'avenir pour les vins européenne, 16 février 2006>>, <http://ec.europa.eu/> (ダウンロード2008年6月).
13. フランス国民議会討議資料. Assemblée Nationale, Rapport d'information sur l'Organisation commune de marché vitivinicole (E 3587), Présenté par M. Thierry MARIANI (Député.), le 13 novembre 2007, <http://www.assemblee-nationale.fr/> (ダウンロード

2008年6月).

14. フランス農水省資料. Le vin et les produits de la viticulture, Ministère de l'agriculture et de la pêche, Direction d'affaires financières et de la logistique, janvier 2006, <http://agriculture.gouv.fr/> (ダウンロード2008年9月).
15. 蛭原健介. EUワイン改革に関する2006年欧州委員会報告書. 明治学院大学法科大学院ローレビュー. 第8号. pp.127-137 (2008). ほかも多数.  
【フランスでの改革関連】
16. Ministère de l'agriculture et de la pêche, Plan quinquennal de modernisation de la filière vitivinicole française 29 mai 2008, <http://www.agriculture.gouv.fr/> (ダウンロード2008年6月).
17. Décret n° 2008-1359 du 18 décembre 2008 portant création des conseils de bassin viticole, <http://textes.droit.org/> (ダウンロード2009年1月).  
【その他】
18. Bruxelles mécontente les viculteurs mais satisfait les négociants, *Le Monde.fr*, (2007年7月6日付記事), <http://www.lemonde.fr/> (ダウンロード2008年6月).
19. Maillard, S. L'Europe tente de mettre ses vins au goût de la mondialisation, *La Croix*. (2007年12月18日付記事).
20. Le compromis trouvé a fortement édulcoré la proposition initiale de la Commission européenne. Les principaux volets concerne l'arracage volontaire de vignes et la libéralisation des droits à les planter dans une période de dix ans au plus tard, *Les Echos.fr*, (2007年12月19日付記事), <http://www.lesechos.fr/> (ダウンロード2008年6月).
21. l'Europe réforme à minima son secteur viticole, *Le monde.fr*: (2007年12月21日付記事), <http://www.lemonde.fr/> (ダウンロード2008年6月)
22. Les demandes acceptées à concurrence de 45.9% des montants notifiés, *La journée vinicole* (2008年11月18日付記事).
23. 1.9% du vignoble de l'UE, *La journée vinicole* (2008年11月20日付記事).
24. La fin d'une année charnière, *La journée vinicole* (2008年12月30日付記事).